販売取扱所の位置、構造及び設備の基準

第１	販　売　取　扱　所　の　区　分	令３

１　販売取扱所の区分

販売取扱所は、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所で指定数量の倍数により第１種販売取扱所と第２種販売取扱所に区分されている。

販売取扱所においては、その取扱いが顧客を対象とした店舗におけるものであることを考慮し、危険物の取扱い量、取扱いの内容が限定されているものである。

「店舗」とは、建築物内において危険物を販売する施設をいい、容器入りのままでの取扱いに限定されていることから、原則として詰替えを伴う取扱いは禁じられているものである。

危険物を容器入りのままで販売する施設としては、塗料店、燃料店、化学薬品店、農薬販売店などがある。　（＊＊）

(1) 第１種販売取扱所（指定数量の倍数が１５以下のもの）　（政令第３条第２号イ）

(2) 第２種販売取扱所（指定数量の倍数が１５を超え４０以下のもの）
（政令第３条第２号ロ）

屋内の販売取扱所

第２	構　造　規　制　の　比　較	

１　第１種販売取扱所と第２種販売取扱所の規制概要

第２種販売取扱所は、第１種販売取扱所に比べ危険物の取扱量が多く火災時に被害が拡大するおそれが大きいので、建築物に対する規制は、第１種販売取扱所に比べ、厳しい内容とされている。

建築物の構造規制の相違

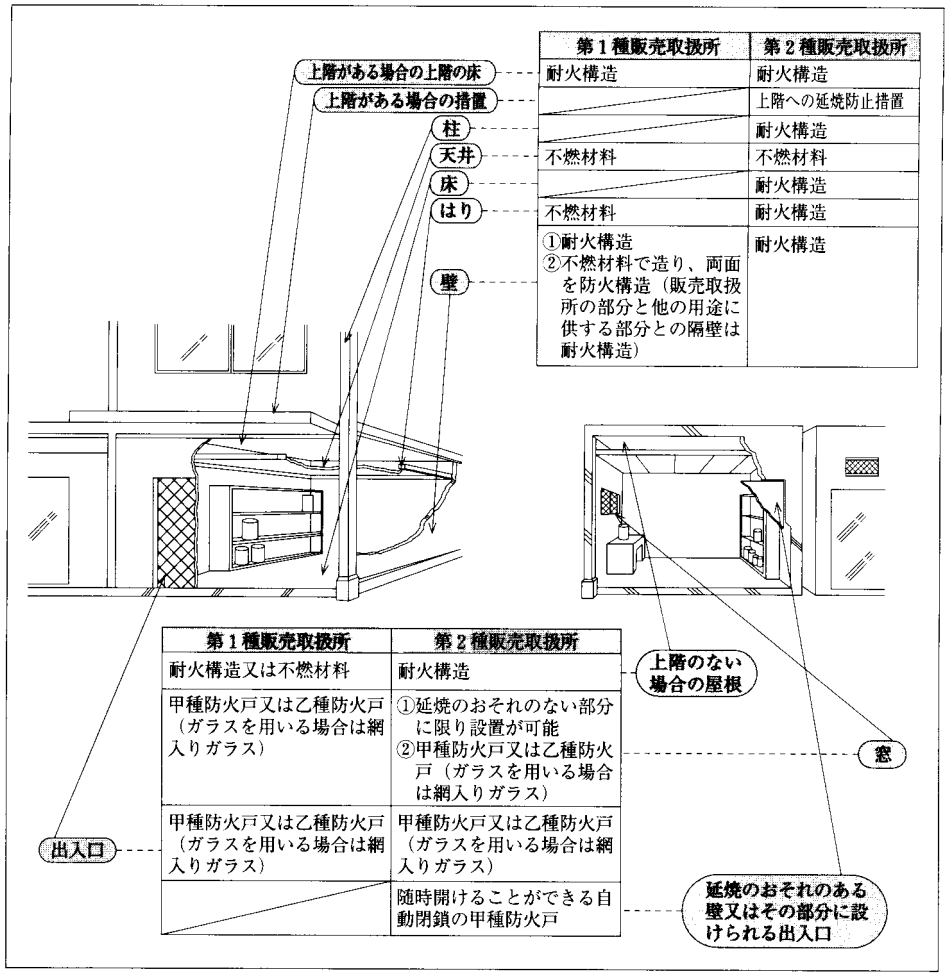

	第１種販売取扱所	第２種販売取扱所
上階がある場合の上階の床	耐火構造	耐火構造
上階がある場合の措置		上階への延焼防止措置
柱		耐火構造
天井	不燃材料	不燃材料
床		耐火構造
はり	不燃材料	耐火構造
壁	①耐火構造 ②不燃材料で造り、両面を防火構造（販売取扱所の部分と他の用途に供する部分との隔壁は耐火構造）	耐火構造

	第１種販売取扱所	第２種販売取扱所
上階のない場合の屋根	耐火構造又は不燃材料	耐火構造
窓	甲種防火戸又は乙種防火戸（ガラスを用いる場合は網入りガラス）	①延焼のおそれのない部分に限り設置が可能 ②甲種防火戸又は乙種防火戸（ガラスを用いる場合は網入りガラス）
出入口	甲種防火戸又は乙種防火戸（ガラスを用いる場合は網入りガラス）	甲種防火戸又は乙種防火戸（ガラスを用いる場合は網入りガラス）
延焼のおそれのある壁又はその部分に設けられる出入口		随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸

第１種販売取扱所

第３	第　１　種　販　売　取　扱　所　の　位　置	令18－１－１

１　第１種販売取扱所の位置

第１種販売取扱所は、建築物の１階に設置すること。（政令第１８条第１項第１号）

２　留意事項

(1) 第１種販売取扱所は建築物の一部に設けることができ、当該用途に供する部分以外の部分の用途については特に規定されていない。　（＊＊）

(2) 第１種販売取扱所は、避難等の防災対策上の観点から地階又は２階以上の階に設けることができない。　（＊＊）

(3) 第１種販売取扱所の店舗部分の位置は、当該取扱所の存する敷地のうち、道路等に面している場所を選び、奥まった場所を避けることが望ましい。　（政令解説）（＊＊）

(4) 販売取扱所には、保安距離及び保有空地の規制はない。　（＊＊）

第４	標　識　及　び　掲　示　板	令18－１－２

１　標識及び掲示板

第１種販売取扱所には、見やすい箇所に第１種販売取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。　（政令第１８条第１項第２号）

なお、「標識及び掲示板」は、別記６［標識・掲示板］によること。

第５	壁　　の　　構　　造	令18－１－３

１　壁の構造

建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分は、壁を準耐火構造（建築基準法第２条第７号の２の準耐火構造をいい、耐火構造以外のものにあっては、不燃材料で作られたものに限る。）とすること。ただし、第１種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁は、耐火構造としなければならない。　　（政令第１８条第１項第３号）

「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

「準耐火構造」は次によること。

(1) 建築基準法第２条第７号の２

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令（建築基準法施行令第１０７条の２）で定める技術的基準に適合する物で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認可を受けたものをいう。

(2) 建築基準法施行令第１０７条の２

建築基準法第２条第７号の２の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

① 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ次の表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る）	４５分
	外壁（耐力壁に限る）	４５分
柱		４５分
床		４５分
はり		４５分
屋根（軒裏を除く）		３０分
階段		３０分

② 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第１１５条の２の２第１項及び第１２９条の２の３第１項において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後４５分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、３０分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

③ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後４５分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、３０分間）屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

(3) 準耐火構造の構造方法

建築基準法第２条第７号の２の規定に基づく準耐火構造の構造方法は、建設省告示第１３５８号によること。

２　留意事項

(1) 第１種販売取扱所は、実態上の理由から保安距離等の規定がないが、その反面、火災の拡大防止等の観点から準耐火構造としなければならず、単に鉄骨に鉄板又はスレートを張る程度の不燃材料のみの構造とはできない。（＊＊）

(2) 第１種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）は、特に耐火構造と規定されており、当該他用途部分との隔壁には開口部を設けることができない。ただし、連絡等のためやむを得ない理由がある場合は、自動閉鎖の特定防火設備を設けることができる。（＊＊）

(3) 他用途部分との隔壁には、必要最小限の監視用の窓（３０㎝×４０㎝程度、はめごろしの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの）を設けることができる。（昭和５７年７月１２日付消防危第２３－３号質疑）

「特定防火設備」は、製造所第７．１によること。

(4) 建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を壁の構造に準じたものとすること。（＊＊）

(5) 販売取扱所に雨除け又は日除けを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができる。（＊＊）

第６	はり及び天井の構造	令18－１－４

１　はり及び天井の構造

建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分は、はりを不燃材料で造るとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。　（政令第１８条第１項第４号）

２　留意事項

(1) はりは、鉄骨等不燃材料で造るほか、耐火構造とすることでもよい。

(2) 第１種販売取扱所の温度調節等の目的からその室内に天井を設ける場合にあっては、不燃材料で造ることとされている。

(3) 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

第７	屋　　根　　等　　の　　構　　造	令18－１－５

１　屋根等の構造

建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

（政令第１８条第１項第５号）

「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

２　留意事項

第１種販売取扱所の用に供する部分の直上に上階がある場合にあっては、事故発生時の被害の拡大を防止する目的から上階の床を耐火構造としなければならないこととされている。

第８	窓　　、　　出　　入　　口	令18－１－６

１　窓、出入口

建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けること。　（政令第１８条第１項第６号）

「防火設備」は、製造所第７．１によること。

第１種販売取扱所の例

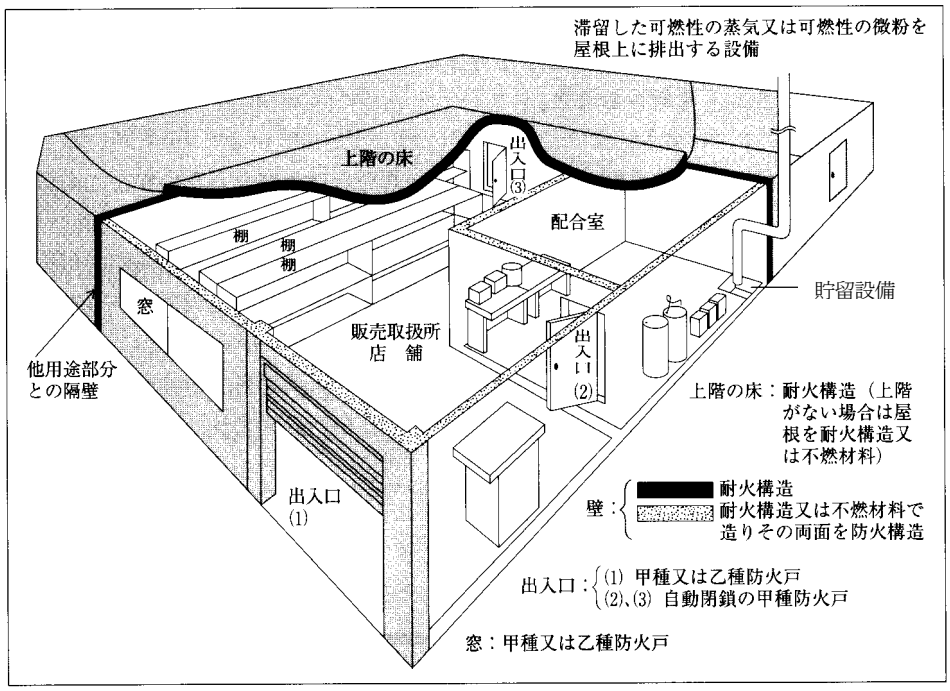

第９	網　　入　　ガ　　ラ　　ス	令18－１－７

１　網入ガラス

建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は網入ガラスとすること。（政令第１８条第１項第７号）

「網入ガラス」は、製造所第８によること。

２　留意事項

窓及び出入口のガラスは、たとえその外部に防火戸を設けた場合でも、網入ガラスとしなければならない。（＊＊）

第10	電　　気　　設　　備	令18－１－８

１　電気設備

建築物の第１種販売取扱所の用に供する部分の電気設備は、政令第９条第１項第１７号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。　（政令第１８条第１項第８号）

「電気設備」は、製造所第１６によること。

２　留意事項

販売取扱所は、危険物を容器入りのまま取り扱うことが前提であるので、店舗部分には可燃性蒸気の滞留するおそれはないが、配合室内はそのおそれがあるものと考えなければならない。したがって、配合室内の電気設備については、防爆構造とする必要がある。

（＊＊）

第11	配　　合　　室	令18－1－9

1　配合室

危険物を配合する室は、次によること。　　（政令第１８条第１項第９号）

(1) 床面積は、６平方メートル以上１０平方メートル以下であること。

（政令第１８条第１項第９号イ）

配合室の床面積は、塗料類の配合作業に支障をきたすことがない十分な大きさが必要であるので、その下限は６平方メートルとされ、一方、配合室内の危険物の総量をできるだけ制限する観点から、その上限は１０平方メートルとされている。

(2) 壁で区画すること。　　（政令第１８条第１項第９号ロ）

配合室は壁で区画することとされている。この場合において壁は、政令第１８条第１項第３号の規定により、壁を準耐火構造とすることが必要である。また、配合室の壁の一部が、隔壁の一部を構成する場合にあっては、その構造を耐火構造とすることが必要である。

(3) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。　　（政令第１８条第１項第９号ハ）

①　危険物が浸透しない構造

製造所第９．１．(1) によること。

②　適当な傾斜

製造所第９．１．(2) によること。

③　貯留設備の構造

製造所第９．１．(3) によること。

(4) 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

（政令第１８条第１項第９号ニ）

配合室は可燃性蒸気が発生し又は滞留する可能性があるので店舗部分等に可燃性蒸気が流入しないように、その出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。

①　随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備は通常ドアチェックと呼ばれる装置を設けた特定防火設備をいうものである。

「特定防火設備」は製造所第７．１によること。

(5) 出入口のしきいの高さは、床面から０．１メートル以上とすること。

（政令第１８条第１項第９号ホ）

出入口のしきいの高さは、漏えいした危険物又は発生した可燃性蒸気が店舗部分等へ流出するのを防止するために、床面から０．１メートル以上とすることとされている。

(6) 内部に滞留した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備を設けること。

（政令第１８条第１項第９号ヘ）

配合室には、塗料類等の配合又は調合を行う場合に発生する可燃性蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出することができる有効な排出設備を設けることとされている。

「排出設備」は製造所第１０．３．(2) 及び別記８［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］によること。

配合室の設置例

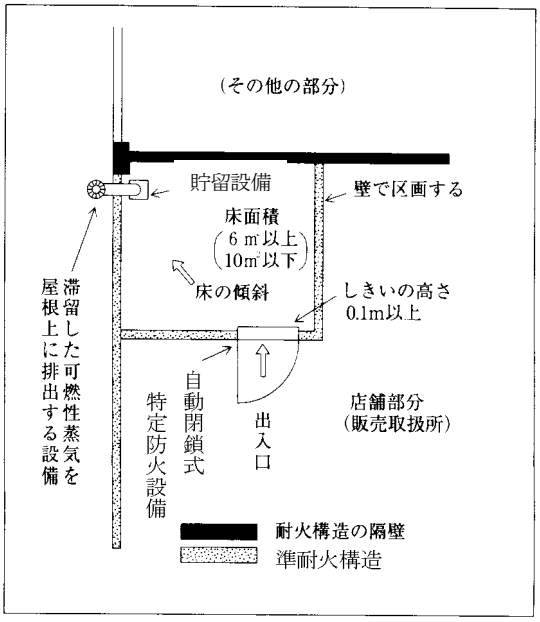

塗料類等の危険物を取り扱う第１種販売取扱所にあっては、購入者の要求に応じ塗料類等の配合・調合を行うための配合室が設けられることがあるが、この配合室においては、危険物を開放状態で取り扱うこととなることから、その構造及び設備について厳しく規制されている。

第２種販売取扱所

第12	第　２　種　販　売　取　扱　所	令18－２

１　第２種販売取扱所

第２種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第１号、第２号及び第７号から第９号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。（政令第１８条第２項）

政令第１８条第２項において準用する政令１８条第１項の基準の概要

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第１号	位置
第１項第２号	標識・掲示板
第１項第７号	出入口に用いる網入ガラス
第１項第８号	電気設備
第１項第９号	配合室

第13	壁　　等　　の　　構　　造	令18－2－1

1　壁等の構造

建築物の第２種販売取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。

（政令第１８条第２項第１号）

「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

2　留意事項

第２種販売取扱所は、第１種販売取扱所に比べ危険物の取扱量が多いため、近接の建築物への被害を防止する必要から構造等が厳しく規制されている。

第１種販売取扱所と異なる点として天井以外を耐火構造とすることとされている。

第14	上　階　の　床　の　構　造　等	令18－2－2

1　上階の床の構造等

建築物の第２種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずることとし、上階のない場合にあっては、屋根を耐火構造とすること。　　（政令第１８条第２項第２号）

「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

2　留意事項

(1) 第２種販売取扱所の用に供する部分の直上に上階がある場合にあっては、上階の床を耐火構造とするとともに上階への延焼を防止するための措置を講じることとされている。

(2) 「上階への延焼を防止するための措置」としては、次のような方法がある。

① 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける。なお、ひさしの突き出し長さを０．９メートル以上とする。（昭和４６年７月２７日付消防予第１０６号）

② 上階の外壁が防火構造であり、かつ、第２種販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備を設ける。

（昭和４８年８月２日付消防予第１２１号質疑）

上階への延焼を防止するための措置例

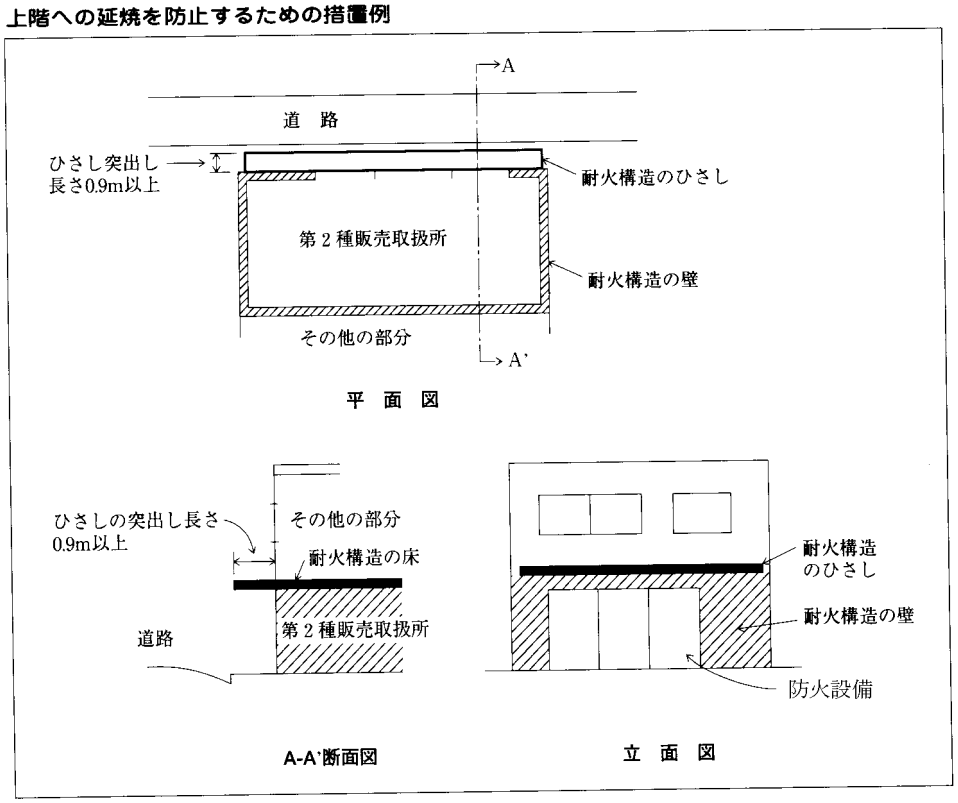

上階への延焼を防止するための措置例

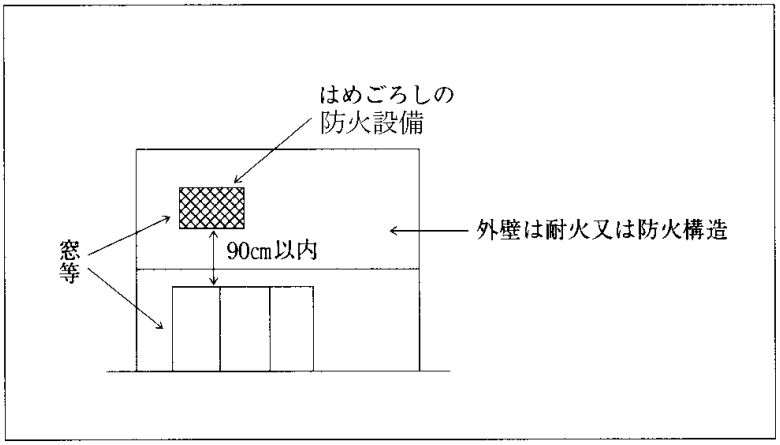

(3) 上階がない場合にあっては、屋根を耐火構造とすることとされている。これは、第２種販売取扱所が、住居等が併設された建築物の一部に設置されることが多いことにかんがみ、火災時において住居等の他の用途部分へ被害が及ぶのを防止する目的で、特に危険物の取扱量が多い第２種販売取扱所に対して義務付けられている要件である。

第15	窓　　の　　構　　造	令18－2－3

1　窓の構造

建築物の第２種販売取扱所の用に供する部分には、当該部分のうち延焼のおそれのない部分に限り、窓を設けることができるものとし、当該窓には防火設備を設けること。

（政令第１８条第２項第３号）

「防火設備」は、製造所第７．１によること。

2　留意事項

(1) 第２種販売取扱所における窓は、火災時等において延焼拡大の経路となる可能性があることにかんがみ、延焼のおそれのない部分に限り設けることができることとされ、窓には、防火設備を設けることとされている。

(2) 「延焼のおそれのない部分」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］の１「延焼のおそれのある部分」以外の部分とする。

ただし、当該取扱所の両側に近接する建築物との間隔が０．９メートル未満である取扱所の部分は、延焼のおそれのある部分として取り扱うこと。

（昭和４６年７月２７日付消防予第１０６号）

「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例

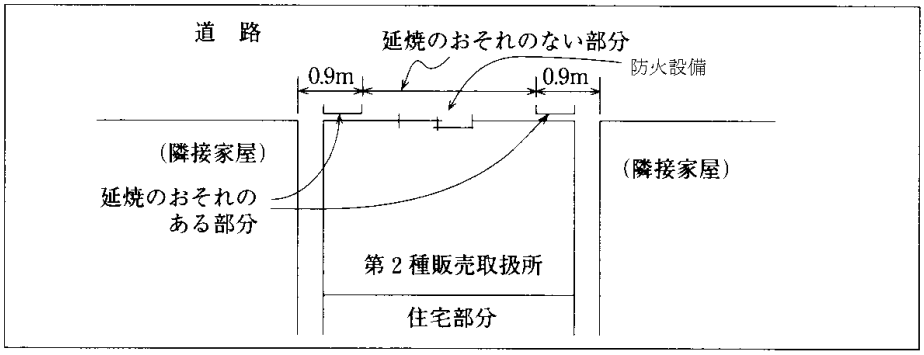

第16	出　入　口　の　構　造	令18－2－4

1　出入口の構造

建築物の第２種販売取扱所の用に供する部分の出入口には、防火設備を設けること。ただし、当該部分のうち延焼のおそれのある壁又はその部分に設けられる出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けなければならない。

（政令第１８条第２項第４号）

2　留意事項

(1) 第２種販売取扱所の正面出入口に向かって、左右いずれかの片側に、当該取扱所の住宅部分が接してある場合、住宅部分との間に延焼防止上有効な耐火構造のそで壁（外壁面からの突出し長さが０．９メートル以上のもの）を設けた場合は、当該正面出入口部分は、延焼のおそれのない部分とする。（昭和４８年８月２日付消防予第１２１号質疑）

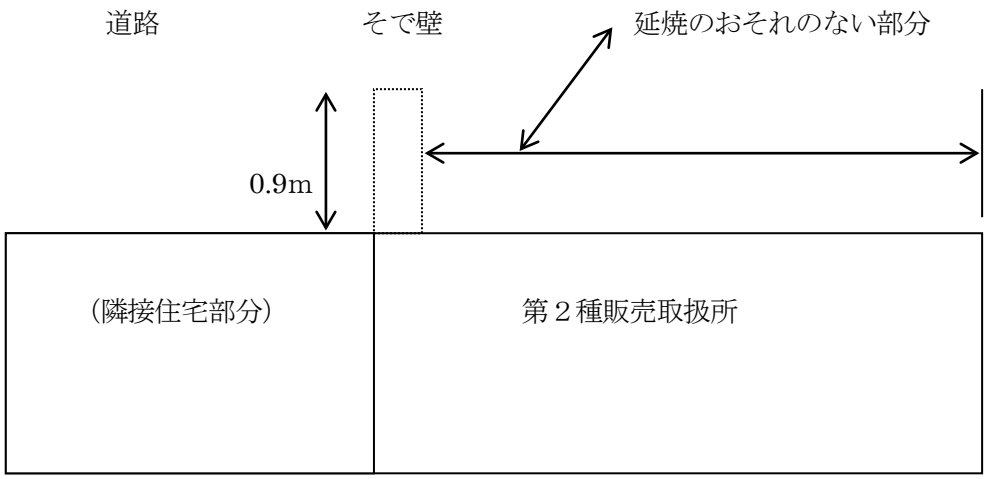

(2) 特定防火設備及び防火設備は、製造所第７．１によること。

(3) 「延焼のおそれのある壁又はその部分」は別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。